

南丹市立八木東小学校いじめ防止基本方針

2022/05/20

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な人権問題である

南丹市立八木東小学校では、児童一人一人の尊厳を守るため、南丹市・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13号の規定に基づき、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）のための組織を中心として実効的に対策を推進するため、南丹市立八木東小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

第1 いじめ防止等の組織

- 1 いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ防止委員会」を置く。
- 2 「いじめ防止委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門的知識を有する者その他の関係者を加える。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、人権教育主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

- 3 「いじめ防止委員会」は毎月定期的に開催する。（ブリッジ会議に合わせて）なお、緊急に必要がある時はこの限りではない。
- 4 「いじめ防止委員会」では、次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正、及びいじめの相談・通報の窓口
 - (2) いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - (3) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者、関係機関、専門機関との連携等対策方針の決定

第2 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子にも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうることを踏まえて、全ての児童を対象に教職員の一致した体制の下、学校、家庭、地域社会、関係者等が一体となって、いじめの未然防止に人権教育を基盤として継続的に取り組む。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 分かりやすく、活力と規律ある授業づくりの推進
- (2) 自己有用感や自己肯定感をはぐくむ取組の推進

(3) いじめについて理解を深める取組の推進

(4) 教職員の資質能力を高める取組の推進

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員の分かりにくい場所や時間に起こったりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で進行していることを踏まえ、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの見守りや信頼関係の構築等に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の収集及び集約と共有

- ・いじめが疑われる兆候をとらえたら、教職員がすぐ行動に移す。
- ・いじめに関する情報については、些細な兆候も含め「いじめ防止委員会」で情報共有するとともに、全ての教職員が当事者意識を持ち一致協力して指導、対応を進める。
- ・緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

(2) 全児童を対象としたアンケート調査及び聞き取り調査を実施

(3) 相談体制の整備と周知

- ・児童や保護者の話を聞く環境を整える。
- ・校内相談・通報窓口を児童及び保護者に周知する。

第4 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込みず、速やかに「いじめ防止委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導し、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

2 いじめ発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、あるいは相談や訴えがあった場合には、その場でその行為を止めさせ、速やかに「いじめ防止委員会」で情報を共有する。
- (2) 「いじめ防止委員会」を中心に関係児童から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、南丹市教育委員会に報告し、被害児童、その保護者への支援を行う。
- (3) 加害児童への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長に向けての学校の取組方針を伝え、協力を求める。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (4) 集団の一員として、いじめを自分の問題として捉えさせ、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる学級経営、学校経営を進める。

3 ネット上のいじめへの対応

- (1) 児童が、周りの大人に相談できる環境をつくる。
- (2) 詆謗、中傷等を発見したら、被害児童の保護を最優先に対応し、直ちに削除する措置をとる。
- (3) ネットいじめの背景に従来のいじめがあることも想定しながら、迅速に加害児童を指導する。
- (4) 情報モラルに関する指導を徹底する。

第5 重大事態への対処

- 1 重大事態が発生した場合は、直ちに南丹市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議するとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。
- 2 調査の状況については、必要に応じて被害児童及びその保護者に対して、適切に情報を提供する。
- 3 調査結果を南丹市教育委員会に報告する。
- 4 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

第6 関係機関との連携

1 地域・家庭との連携の推進

- (1) P T Aとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- (2) 基本方針や取組をホームページ、学校だより等で積極的に発信するとともに、学校公開、学校行事やP T Aの会議等でも児童の学校生活の様子を保護者、地域の方々に積極的に伝える。

2 関係機関との連携の推進

加害児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、警察、家庭支援総合センター等の関係機関と適切な連携を図る。

いじめ防止等の全体計画

いじめ防止対策推進法

国、京都府、南丹市のいじめ防止に関する諸方針

学校教育目標

意欲をもって学び、ふるさとを愛する心豊かな児童の育成

八木東小学校 いじめ防止基本方針

- ・いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大に影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な人権問題である。
- ・児童一人一人の尊厳を守るため、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に努める。

- ・教職員研修
- ・定期実態交流会
- ・学習発表会
- ・PTA人権研修会
- ・児童会活動
- ・家庭連絡、家庭訪問
- ・地域行事への積極的参加促進
- ・学校・学級だより
- ・非行防止教室
- ・人権月間

未然防止

いじめは、どの子にも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうることを踏まえて、全ての児童を対象に教職員の一致した体制の下、学校、家庭、地域社会、関係者等が一体となって、いじめの未然防止に人権教育を基盤として継続的に取り組む。

早期発見

いじめは遊びやふざけ合いを装ったり、教職員の分かりにくい場所や時間に起こったりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で進行していることを踏まえ、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの見守りや信頼関係構築に努める。

- ・人権意識アンケート
- ・個別懇談
- ・登下校指導
- ・異年齢班活動
- ・校内相談・通報窓口

いじめの定義

一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、おこった場所は学校の内外を問わない。

※いじめにあたるか否かの判断は、いじめられた児童の立場に立って行う。

「いじめ」を発見したら…

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とし態度で指導し、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携に努める。

- ・「いじめは絶対に許さない」という姿勢
- ・傾聴の姿勢
- ・児童を注意深く観察
- ・児童との信頼関係
- ・組織対応（生指・人権・いじめ防止委員会）
- ・報告連絡相談の徹底
- ・保護者への連絡

重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、直ちに南丹市教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議するとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

- ① 関係諸機関との連携
(南丹市教育委員会、警察、家庭支援総合センター)
- ② 調査主体を市教委と協議の上、決定
- ③ 調査実施
- ④ 調査報告
- ⑤ 再発防止の取組

いじめ防止等に関する年間計画

	いじめ防止委員会	人権教育	生徒指導	特別活動	P T A・地域連携	学校行事等
4月	・委員会発足 ・基本方針策定 ・年間計画作成	・方針、年間計画の作成	・方針、年間計画の作成 ・学級集団づくり ・児童実態交流	・異年齢集団班発足（ニコニコ班） ・朝マラソン ・児童会総会	・P T A総会 ・参観日 ・家庭訪問	・入学式 ・始業式 ・地域児童会 ・P T A総会
5月	・定例会（職員会議後）		・定例会（職員会議後）	・異年齢集団によるふれあい活動	・家庭訪問	・修学旅行（6年）
6月	・定例会	・第1回人権意識アンケート提案、実施	・実態交流（定例）	・異年齢集団によるふれあい活動	・参観日 ・人権カレンダ一作成	・野外学習（5年）
7月	・人権意識アンケート分析 (いじめ調査含む)		・実態交流（定例）	・異年齢集団によるふれあい活動	・地域懇談会 ・個別懇談会	・終業式 ・地域児童会
8月	・人権意識アンケート実態交流 ・いじめ理解の校内研修		・校内研修			・始業式 ・育ち合う子らの集い
9月	・定例会		・実態交流（定例） ・異年齢集団づくり	・異年齢集団によるふれあい活動 ・運動会色別の取組	・参観日（運動会）	・夏休み作品展 ・地域児童会 ・運動会
10月	・定例会	・人権月間開始	・実態交流（定例）	・異年齢集団によるふれあい活動 ・読書旬間 ・児童会総会	・参観日（学習発表会） ・人権絵本の紹介	・市陸上交歓記録会 ・社会見学（4年）
11月	・定例会	・人権まとめ集会 ・人権に関する校内授業研究会	・実態交流（定例）	・異年齢集団によるふれあい活動 ・人権月間	・参観日	・校内マラソン大会 ・駅伝大会 ・学習発表会
12月	・定例会（2学期総括）	・第2回人権意識アンケート実施 ・人権意識アンケート分析 (いじめ調査含む)	・実態交流（定例）	・異年齢集団によるふれあい活動	・人権展	・秋フェスタ（1・2年） ・地域児童会 ・終業式
1月	・定例会		・実態交流（定例）	・異年齢集団によるふれあい活動（長なわとび）	・参観日	・始業式 ・書き初め展
2月	・人権意識アンケート実態交流 ・定例会（総括）		・実態交流（定例）	・異年齢集団によるふれあい活動（長なわとび）	・参観日（6年生を送る会）	・体験入学 ・中学校入学説明会 ・長なわとび大会 ・6年生を送る会
3月	・いじめ調査（年間）の報告	・第3回人権意識アンケート実施		・異年齢集団によるふれあい活動（ニコニコ班解散会） ・児童会総会	・P T A総会	・地域児童会

